

令和6年5月20日

各 位

神戸弘陵学園高等学校長

神戸弘陵学園高等学校修学旅行業者選定について（募集）

神戸弘陵学園高等学校（以下「本校」という。）が実施する令和7年度修学旅行について、業者選定を下記のとおりの方針で実施しますので、希望される方は下記及び別添仕様書を熟読の上、参加してください。

記

神戸弘陵学園高等学校修学旅行業者選定実施要領

1. 件名

令和7年度神戸弘陵学園高等学校修学旅行

2. 日程等

- (1) 旅程日程 令和8年2月15日（日）～令和8年2月20日（金）の期間内での3泊4日
- (2) 旅行先 沖縄方面
- (3) 利用交通機関 航空機、貸切バス
- (4) 参加予定人数 生徒 197名：男子117名、女子80名（減数可能性あり）
教職員 15名：（男女比は未定） 合計 212名

3. 旅行条件等

別添仕様書のとおり

4. 契約期間

契約締結日から旅行実施後精算終了までの間

5. 見積限度額

生徒一人あたり120,000円目安（税込み、事前学習会経費を含む）

※ただし、旅行実施期間時までに消費税増税の際も、予算内であること。

6. 参加資格要件

この業者選定に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 神戸市内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。
- (2) 神戸市内で過去3年以内に公立高等学校又は中学校及び公立特別支援学校で、100名以上の旅行人数の沖縄県への旅行を受託し、誠実に履行したと認められる者であること。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者 又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。

7. 仕様の説明会

実施しない

8. 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質疑の受付

以下の機会の他に審査会終了までの期間で、本校職員に直接、間接のいかなる方法であっても本件での問い合わせすることは固く禁じる。

本件に関する質問は、質問書（任意様式）を提出すること。

【第1期】

- 質問提出期限：令和6年6月17日（月）16時

【第2期】

- 質問提出期限：令和6年6月28日（金）16時

【提出先及び方法】

- 提出先：第1期、第2期とも「14. 問い合わせ先」に同じ
- 提出方法：電子メール又はファクシミリ。

（ファクシミリによる場合は、返信用電子メールアドレスを記載すること。原則として、訪問、電話による質問は受け付けない。）

(2) 質疑に対する回答

【第1期】 令和6年6月20日（水）

【第2期】 令和6年7月1日（月）

共に16時までに電子メールによりまとめて応募者全員に供する。

9. 参加申し込みと提出書類

(1) 参加申し込み

別紙様式1「参加申込書」を(2)の提出書類を添えて提出すること

申込期限：令和6年7月11日（木）17時

提出先：問い合わせ先に同じ

方法 : 持参又は郵送

※持参の場合は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日を除く 9 時から 17 時までとし、送付による場合は、同日 17 時までには到着したものに限り受け付ける。

(2) 提出書類

ア. 企画提案書（任意様式、パンフレット等の資料含む。）10 部

※ 参加者は 2 種類の提案まで可とする。

イ. 旅程表（任意様式）10 部

ウ. 見積書（任意様式 総額、内訳が確認できること）10 部

エ. 事業実績一覧（任意様式）10 部

(3) 提出に当たっての留意事項

ア 参加者が提出した書類は返却しない。

イ 参加者の名称等は非公表とする。

ウ 提出された提案書等の書類及び審査結果は非開示となる。

エ 提出された提案書等について、再提出、訂正、又は差替え等の内容変更は、原則として認めない。但し、発注者が再提出等の必要性を認めた場合はこの限りでない。

オ 提出された提案書等の内容について、参加者に問い合わせを行うことがある。この場合、参加者は問い合わせ内容に必ず応じなければならない。

カ 企画提案書等の作成、提出に係る経費のすべては参加者の負担とすること。

キ 提出された企画提案書等の書類は、本件業務の目的以外には使用しない。

10. ヒアリングの実施

提案者は、令和 6 年 7 月 18 日（木）に開催する審査会において、ヒアリングを実施するものとする。詳細については別途提案者に通知する。

11. 審査要領

(1) 審査方法

ア (2)に定める評価基準により、企画提案書とヒアリング結果を審査する。

イ 審査は非公開とし、最も優れた提案の者と次点の者を決定する。

(2) 審査の評価基準

観点	基準	配点
企画内容	成果が期待できる内容か	30
業務遂行能力	業務を確実にかつ誠実に遂行できるか	10
	業務の実施体制は整備しているか	
事業実績	本業務に対する取り組み実績は豊富か	5
経費	内容に対する妥当な経費内訳か	5

(3) 審査の通知

(1)の審査結果は、令和 6 年 7 月 19 日に参加者へ文書で郵便発送する。

12. 選定日程

募集案内開始	令和6年5月20日(月)
参加申し込み受付開始	令和6年6月10日(月)
第1期質疑受付締切	令和6年6月17日(月) 16時
第1期質疑回答	令和6年6月20日(水)
第2期質疑受付締切	令和6年6月28日(金) 16時
第2期質疑回答	令和6年7月1日(月)
参加申し込み受付締切	令和6年7月11日(木) 17時
ヒアリング実施	令和6年7月18日(木)
審査会	令和6年7月18日(木)
審査結果通知発送	令和6年7月19日(金)
契約	令和6年7月26日(金)

13. 契約の締結

神戸弘陵学園高等学校長は、審査会の決定に基づき、本件業務の契約を締結する。
また、最も優れた提案の者と協議が合わない場合は、次点者と契約を協議する場合がある。

14. 問合せ先

〒651-1101 神戸市北区山田町小部妙賀山10番4
神戸弘陵学園高等学校 担当：副校長 有元文祐
(電話) 078-593-3535 (ファクシミリ) 078-593-6215
(電子メール) email@kobe-koryo.ed.jp

15. その他

- (1) 受託者は、本件業務の全部又は一部を、委託者の書面による許可なくして第三者に請け負わせ、若しくは代行させてはならない。
- (2) 次に掲げる場合には契約を解除することがある。
 - ア 受託者の責に帰すべき理由で業務を遂行する見込みがないと発注者が認めたとき。
 - イ この契約の履行について、不正の行為があったとき。
 - ウ 受託者の故意又は過失により、委託者に重大な損害を与えたとき。
 - エ 受託者の故意又は過失により、この契約の業務を行うにあたり、第三者に重大な損害を与えたとき。
 - オ 関係諸法令及びこの契約の各条項に違反し、発注者及び所管官庁が改善を指示しても改善されないとき。
 - カ 受託者が銀行取引停止処分、差押、仮差押、競売、強制執行等の申立てを受けたとき又は破産、会社更生法適用、和議等の申立てが行われたとき。

以 上